

[事案 2021-1] 契約無効等請求

・令和 3 年 8 月 31 日 和解成立

<事案の概要>

必要のない契約をさせられたことを理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 24 年 7 月に、子を被保険者、自分を契約者および保険金受取人として契約した養老保険について、以下の理由により、契約を無効として、既払込保険料と解約返戻金の差額に加えて、弁護士費用と慰謝料を支払ってほしい。

- (1)すでに十分な保障内容の保険に加入していたが、本契約の他にも不要な保険契約をさせられた。
- (2)保険料が支払えなくなったことを相談したところ、契約の乗換えを勧められて本契約を締結したが、契約の際に不利益告知があれば、以前の契約を解約しなかった。
- (3)本契約は募集人や会社の都合を優先させたものであるから、契約者に与えた損害賠償についても誠実に対応すべきである。

<保険会社の主張>

申立人の請求を認諾することにより解決を図りたい。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。